

九州広域行政機構（仮称）の設置に向けた九州地方知事会の取組経過等

H22. 6. 22

「地域主権戦略大綱」(閣議決定)

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- ・・・個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン（仮称）」を年内目処に策定する。

H22. 10. 18

「九州広域行政機構(仮称)の設立を目指して」(九州地方知事会)

国の出先機関の事務・権限・人員・財源等について、「丸ごと」受け入れる決意であり、これを自らの手で運営すべく、九州広域行政機構の設立を目指すことで合意。

H22. 12. 28

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(閣議決定)

- 1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。

H23. 10. 7

第3回「アクション・プラン」推進委員会（H23. 10. 7）での説明

H23. 12. 19

第4回「アクション・プラン」推進委員会（H23. 12. 19）での説明

H24. 2. 9

第5回「アクション・プラン」推進委員会（H24. 2. 9）での説明。

H24. 2. 16

九州地方知事会と九州市長会との意見交換会

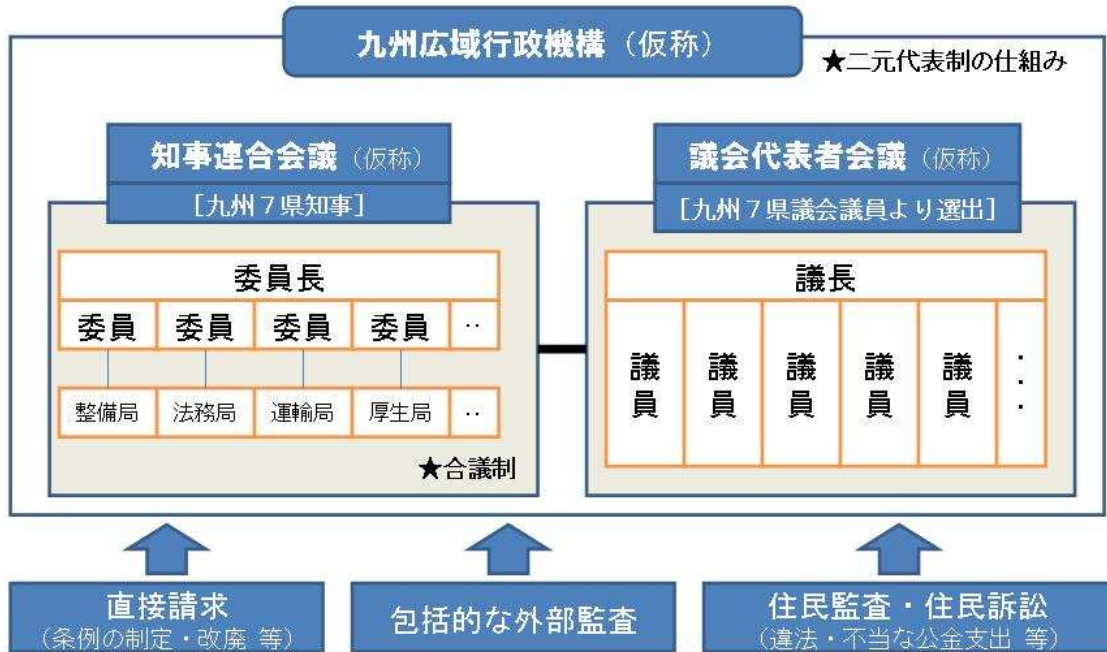
機構の制度設計などに対する懸念や要望等が多く出されたことを受け、課題整理や九州市長会からの意見の反映を図るため、両会で「事務レベルの協議の場」を設置することを合意。

H24. 4. 12

臨時九州地方知事会議で「九州広域行政機構(仮称)の設立を目指して」を決議

九州広域行政機構（仮称）の設立を目指し、今後、九州地方知事会としてどのように活動を展開していくかを中心に議論を行い、現時点での九州地方知事会の考え方などを決議文として取りまとめ。

九州広域行政機構（仮称）の「組織イメージ」①



九州広域行政機構（仮称）の「組織イメージ」②

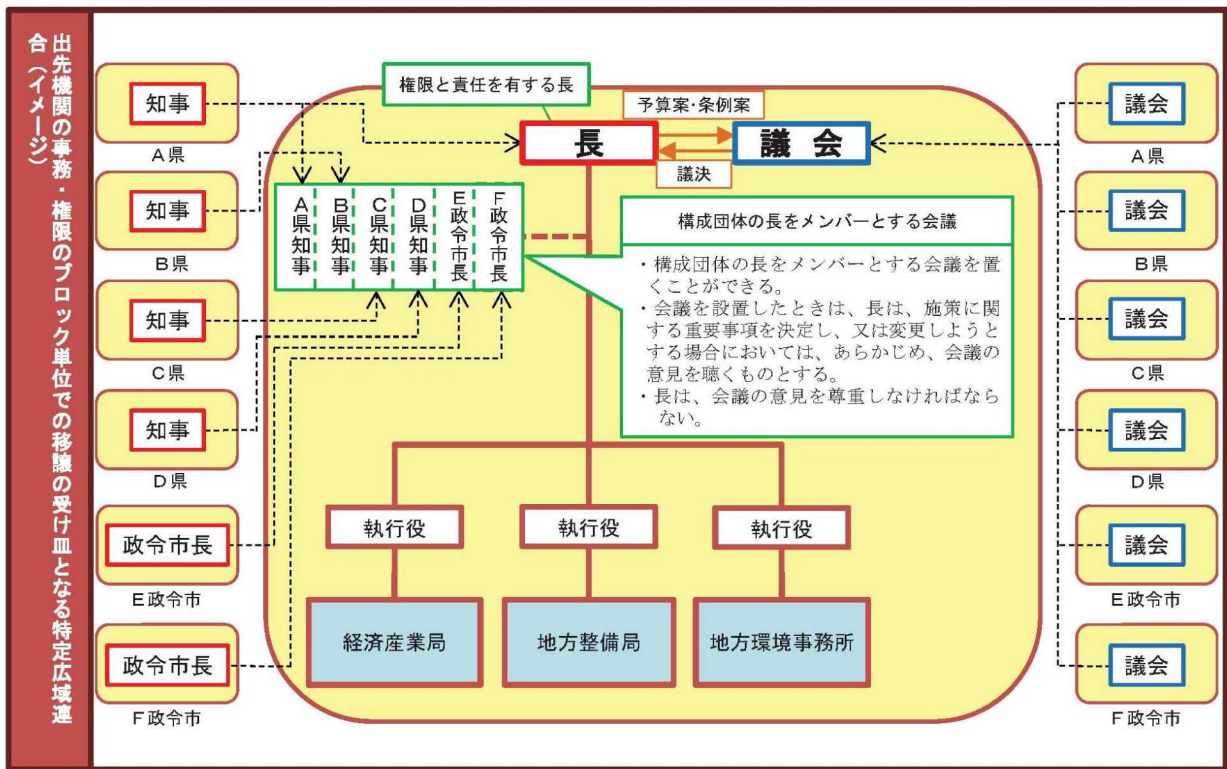
	知事連合会議（仮称）	議会代表者会議（仮称）
権能	<ul style="list-style-type: none"> ○執行機関（機構の事務を管理・執行） ○各委員(知事)が各部門を「分担管理」 	<ul style="list-style-type: none"> ○議事機関 ○議決事件 <ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定・改廃 ・予算の決定 ・決算の認定 等
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○九州7県知事 ○合議制とすることで、委員長への権限集中を回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○九州7県議会議員より選出 <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数をどうするか？ ・定数の各県配分をどうするか？ ・選出方法をどうするか？ 等

地域主権戦略会議

アクション・プラン推進委員会(平成24年3月16日)で提示された資料

「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度(基本構成案)(内閣府)」から抜粋

執行機関等の在り方(イメージ)



九州広域行政機構（仮称）の設立を目指して

九州地方知事会では、かねてから、地域のことは地域で決めていく覚悟をもって、地球温暖化対策や若年者の雇用対策など、県の枠組を超える広域的な課題について、「政策連合」として取り組んできた。さらに、観光分野では「九州観光推進機構」を設立し、官民が一体となって取り組んでおり、広域行政の実績を積んできたところである。

そうした中、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「国の出先機関の原則廃止」が明記された。九州地方知事会としては、これを分権型社会確立のための機会と捉え、また、地方に受皿がないことを理由に、国が出先機関の事務・権限の移譲を拒んできた従来の状況を打破しようと、平成22年10月、国の出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れるための組織として「九州広域行政機構（仮称）」の構想を発表した。

この構想を受けて、九州各県議会議長会においては、各県議会の代表者からなる「広域行政懇話会」を昨年8月に設立し、九州広域行政機構（仮称）の在り方などについて協議が進められている。また、経済界とも、九州地域戦略会議等の場において議論を深めているところである。

他方、「国の出先機関の原則廃止」について、東日本大震災の発生を踏まえ、大規模災害時の対応や社会資本の計画的な整備などに支障が生じるのではないかという不安・懸念の声が市町村等から上がっている。しかしながら、今回の改革は、国の事務・権限をより身近な地方に移譲し、住民の意思をこれまで以上に反映させようとするものであり、地域主権を実現しようという方向については、我々とその思いを同じくするものと考えている。また、「丸ごと移譲」を実現することにより、現在の出先機関の機能を維持向上させようとするものであり、大規模災害時においても迅速かつ的確な対応が確保されるものである。今後とも、九州広域行政機構（仮称）の設置について、九州地方知事会と九州市長会との「協議の場」や町村会との意見交換などを通じて理解が得られるようにしていきたいと考えている。

本年3月、内閣府より「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」が示された。この「基本構成案」は、全体としては、九州地方知事会の主張を採り入れつつ、改革を前進させるための提案であると考えている。「移譲対象となる事務」の精査や「持ち寄り事務」の取扱い、「財源」の問題など、詳細に詰めるべき論点はあるものの、今後、これに沿って政府部内の調整を進めることが必要である。

国においては、早急に政府部内の調整を図った上で、出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けた具体策を示すとともに、その内容について、広く関係団体・機関等への十分な説明等を行うことが必要である。

従来から必要性が指摘されながら停滞していた出先機関改革は、国において政治のリーダーシップが発揮され、地方の側が覚悟を示したことにより、大きく前進しようとしている。しかし、今通常国会への関連法案の提出に向けて残された時間は短く、まさに正念場を迎えている。

国においては、これまで重ねて主張してきた九州地方知事会の考えを十分に踏まえ、省庁の利害を超えた高い視点にたち、真に地域主権に資するための改革を実現することを強く求める。

平成24年4月12日

九州地方知事会

会長	大分県知事	広瀬	勝貞
副会長	鹿児島県知事	伊藤	祐一郎
	福岡県知事	小川	洋
	佐賀県知事	古川	康
	長崎県知事	中村	法道
	熊本県知事	蒲島	郁夫
	宮崎県知事	河野	俊嗣
	沖縄県知事	仲井眞	弘多
	山口県知事	二井	関成